

# 令和3年度一般会計予備費使用総調書及び各省 各庁所管使用調書(その1)

第 208 回 国 会 ( 常 会 ) 提 出

# 目 録

	ページ
令和3年度一般会計予備費使用総調書 (その1)	1
令和3年度一般会計予備費各省各庁所 管使用調書(その1)	5
内 閣 府	7
総 務 省	7
厚 生 労 働 省	8
農 林 水 産 省	8
防 衛 省	8

# 令和3年度一般会計予備費使用総調書(その1)

## 令和3年度一般会計予備費使用総調書(その1)

令和3年度一般会計 予備費予算額(千円)	第208回国会提出分		差引使用残額(千円)
	期	間 使用総額(千円)	
500,000,000	自令和3年4月20日 至令和3年11月17日	44,764,813	455,235,187
所管別、事項別使用額内訳			
所管	事	項	使用額(千円)
内閣府 総務省	政府広報に必要な経費		10,193,329
	北海道第2区選出の衆議院議員及び長野県選挙区選出の参議院議員の補欠選挙並びに広島県選挙区選出の参議院議員の再選挙に必要な経費		2,750,172
	静岡県選挙区及び山口県選挙区選出の参議院議員の補欠選挙に必要な経費		2,163,365
	総務省所管計		4,913,537
厚生労働省	建設アスベスト訴訟における和解の履行に伴う賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費		8,603,074
農林水産省	家畜伝染病予防費の不足を補うために必要な経費		6,166,396
防衛省	自衛隊が使用する医薬品等の購入等に必要な経費		5,613,774
	自衛隊が行う診療等に必要な経費		9,274,703
防衛省所管計		14,888,477	
合		計	44,764,813

上記使用に係る組織及び項は、各省各庁所管使用調書に記載したとおりであり、参考のため調書には目までを記載している。

## 令和3年度一般会計予備費各省各庁所管使用調書(その1)

## 令和3年度一般会計予備費各省各庁所管使用調書(その1)

所 管	事 項	組 織	項 目	使用額 (千円)	説 明	使 用 決 定
06 内 閣 府	95 政府広報に必要な経費	内閣本府	005 政府広報費 95016-2123-09 啓発広報費	10,193,329	政府の重要な施策に関する広報の着実な実施を図るため、政府広報に要する経費の予算の不足を補うため	令和3年7月2日 閣議決定
08 総 務 省	95 北海道第2区選出の衆議院議員及び長野県選挙区選出の参議院議員の補欠選挙並びに広島県選挙区選出の参議院議員の再選挙に必要な経費	総務本省	012 選挙制度等整備費	2,750,172	北海道第2区選出の衆議院議員及び長野県選挙区選出の参議院議員に欠員を生じたこと、広島県選挙区選出の参議院議員の当選が無効となったことにより、「公職選挙法」に基づき、令和3年4月25日に補欠選挙及び再選挙を行うために要する経費を支出するため	令和3年4月20日 閣議決定
			95013-2123-09 候補者用無料乗車券購入費	4,645		
			95013-2123-09 候補者用無料葉書購入費	40,635		
	95013-2125-14 衆議院議員及参議院議員補欠等選挙執行委託費	2,704,892				
	95 静岡県選挙区及び山口県選挙区選出の参議院議員の補欠選挙に必要な経費	総務本省	012 選挙制度等整備費 95013-2125-14 衆議院議員及参議院議員補欠等選挙執行委託費	2,163,365	静岡県選挙区及び山口県選挙区選出の参議院議員に欠員を生じたので、「公職選挙法」第33条の2及び第113条の規定により、令和3年10月24日に補欠選挙を行うために要する経費を支出するため	令和3年10月15日 閣議決定
	総務省所管計			4,913,537		

所 管	事 項	組 織	項 目	使用額 (千円)	説 明	使 用 決 定
13 厚生労働省	95 建設アスベスト訴訟における和解の履行に伴う賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費	厚生労働本省	001 厚生労働本省共通費 95016-2959-18 賠償償還及払戻金	8,603,074	建設作業に従事し、石綿粉じんにはく露したことによって被害を受けた者又はその承継人に対する和解による損害賠償金の支出に伴い、賠償償還及払戻金の不足を補うため	令和3年7月28日 財務大臣決定
14 農林水産省	65 家畜伝染病予防費の不足を補うために必要な経費	農林水産本省	008 食料安全保障確立対策費 65061-2405-16 患畜処理手当等交付金	6,166,396	「家畜伝染病予防法」第58条第1項及び第2項の規定によるへい殺畜等棄却手当金の増加に伴い、患畜処理手当等交付金の予算の不足を補うため	令和3年11月17日 財務大臣決定
18 防 衛 省	35 自衛隊が使用する医薬品等の購入等に必要な経費	防 衛 本 省	001 防衛本省共通費 35030-2123-09 庁 費	5,613,774 1,432,800	自衛隊の病院及び医務室において行う診療の対象者数の増加に伴い、自衛隊が使用する医薬品等の購入等に要する経費の予算の不足を補うため	令和3年6月25日 閣 議 決 定
	35 自衛隊が行う診療等に必要な経費	防 衛 本 省	021 防衛力基盤強化推進費 35030-2123-09 医 療 費 001 防衛本省共通費 35030-2123-09 庁 費 35030-2113-09 被 服 費 021 防衛力基盤強化推進費 35030-2123-09 医 療 費	4,180,974 9,274,703 808,782 763,063 45,719 8,465,921	自衛隊の病院及び医務室において行う診療の対象者数の増加に伴い、診療等に要する経費の予算の不足を補うため	令和3年8月20日 閣 議 決 定
	防 衛 省 所 管 計			14,888,477		